

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公開番号】特開2001-197140(P2001-197140A)

【公開日】平成13年7月19日(2001.7.19)

【出願番号】特願2000-1187(P2000-1187)

【国際特許分類】

H 04 L	29/00	(2006.01)
H 04 M	11/00	(2006.01)
H 04 N	1/32	(2006.01)
H 04 L	12/24	(2006.01)
H 04 L	12/58	(2006.01)

【F I】

H 04 L	13/00	S
H 04 M	11/00	3 0 3
H 04 N	1/32	H
H 04 L	12/24	
H 04 L	12/58	2 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】複数の回線と接続可能であり、複数の通信サービスを実行する通信装置であって、

前記通信サービスごとにあらかじめ定められた、前記通信サービスが並行して使用できる回線数の上限を超えないように通信サービスの開始を制限する通信管理手段を有することを特徴とする通信装置。

【請求項2】前記複数の通信サービスを実行するためのモードを切り替え可能であり、前記複数の通信サービスを実行するためのモードの切り替えを、各モードごとの使用回線数および使用可能な回線数の上限に基づき許可または禁止することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】前記複数の通信サービスは、ファクシミリ送信、ファクシミリ受信、通話、データ通信の少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項4】前記通信管理手段は、通信サービスを実行する場合に、前記回線数の上限を超えない範囲で動的に前記複数の回線のいずれかを確保し、当該通信サービスを実行する通信タスクを開始させることを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項5】ユーザが前記通信サービスごとに並行して使用できる回線数の上限を指定する指定手段を有することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項6】複数の回線と接続可能であり、複数の通信サービスを実行する通信装置の制御方法において、

前記通信サービスごとにあらかじめ定められた、前記通信サービスが並行して使用できる回線数の上限を超えないように通信サービスの開始を制限する通信管理工程を有することを特徴とする通信装置の制御方法。

【請求項7】前記複数の通信サービスを実行するためのモードを切り替え可能であり

、前記複数の通信サービスを実行するためのモードの切り換えを、各モードの使用回線数および使用可能な回線数の上限に基づき許可または禁止することを特徴とする請求項6に記載の通信装置の制御方法。

【請求項8】 前記複数の通信サービスは、ファクシミリ送信、ファクシミリ受信、通話、データ通信の少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項6に記載の通信装置の制御方法。

【請求項9】 通信サービスを実行する場合に、前記通信管理工程において、前記回線数の上限を超えない範囲で動的に前記複数の回線のいずれかを確保し、当該通信サービスを実行する通信タスクを開始させることを特徴とする請求項6に記載の通信装置の制御方法。

【請求項10】 ユーザが前記通信サービスごとに並行して使用できる回線数の上限を指定する指定工程を有することを特徴とする請求項6に記載の通信装置の制御方法。

【請求項11】 複数の回線と接続可能であり、複数の通信サービスを実行する通信装置の制御プログラムを格納したコンピュータ読取可能な記憶媒体において、

前記通信サービスごとにあらかじめ定められた、前記通信サービスが並行して使用できる回線数の上限を超えないように通信サービスの開始を制限する通信管理工程を格納したことと特徴とする通信装置の制御プログラムを格納したコンピュータ読取可能な記憶媒体。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、複数の回線を用いて複数の通信サービスを実行する通信装置、その制御方法、およびその制御プログラムを格納したコンピュータ読取可能な記憶媒体に関するものである。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段】

以上の課題を解決するために、本発明においては、複数の回線と接続可能であり、複数の通信サービスを実行する通信装置、その制御方法、およびその制御プログラムを格納したコンピュータ読取可能な記憶媒体において、前記通信サービスごとにあらかじめ定められた、前記通信サービスが並行して使用できる回線数の上限を超えないように通信サービスの開始を制限する構成を採用した。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

あるいはさらに、前記複数の通信サービスを実行するためのモードを切り換え可能であり、前記複数の通信サービスを実行するためのモードの切り換えを、各モードごとの使用回線数および使用可能な回線数の上限に基づき許可または禁止する構成を採用した。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

あるいはさらに、ユーザが前記通信サービスごとに並行して使用できる回線数の上限を指定する構成を採用した。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

以上から明らかなように、複数の回線と接続可能であり、複数の通信サービスを実行する通信装置、その制御方法、およびその制御プログラムを格納したコンピュータ読取可能な記憶媒体において、前記通信サービスごとにあらかじめ定められた、前記通信サービスが並行して使用できる回線数の上限を超えないように通信サービスの開始を制限する構成を採用しているため、一つの通信サービスで全ての回線を使い切る事を防止することができ、効率よく複数の回線を利用することができる、という優れた効果がある。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

あるいはさらに、ユーザが前記通信サービスごとに並行して使用できる回線数の上限を指定する構成を採用すれば、ユーザは通信装置の運用状況や好みに応じて、各通信サービスについて所望の使用可能な回線数の上限を設定することができる。

【発明の効果】

以上のように本発明によれば、通信サービスごとにあらかじめ定められた、前記通信サービスが並行して使用できる回線数の上限を超えないように通信サービスの開始を制限する構成を採用しているため、一つの通信サービスで全ての回線を使い切る事を防止することができ、効率よく複数の回線を利用することができる、という優れた効果がある。